

村では、子育て支援の充実、また公共交通の利用促進を図るため「通学用定期券購入補助事業」を実施します。

4/1  
から

### 対象要件は？

- (1) 4月1日以降に購入する定期券が対象になります。
- (2) 村内に住所を有する中等教育学校生及び高校生の保護者で、次に掲げる要件をすべて満たしていること。



- ①生徒の通学手段として定期券を購入すること。
- ②越後下関駅、新潟交通観光バス(株)下関営業所、村上営業所で定期券を購入すること。

※JRであれば、越後下関駅で購入した定期券のみが対象になります。越後下関駅以外(村上駅、新発田駅など)で購入した定期券は対象になりませんのでご注意ください。

※部活動などで米坂線を利用することができず、羽越本線のみを利用する場合であっても、越後下関駅で購入した定期券は対象となります。

(例)

越後下関⇄新発田の定期券を越後下関駅で購入した場合

→ 対象

越後下関⇄新発田の定期券を新発田駅で購入した場合

→ 対象外

坂町⇄新発田の定期券を越後下関駅で購入した場合

→ 対象

### 補助額は？

定期券購入費用の30%を補助します。  
(100円未満切り捨て)



### 申請方法は？

申請書は、JR越後下関駅、新潟交通観光バス(株)下関営業所・村上営業所にあります。定期券購入時に申請書をお渡ししますので、必要事項を記入し役場総務課へ提出してください。



### 定期券の購入はこちらで！



JR越後下関駅 ☎64-1044



新潟交通観光バス(株)

《下関営業所》☎64-1102 《村上営業所》☎53-4161

JR&バス定期券購入費用の30%を補助！  
通学用定期券購入補助事業が  
県内でも先進的な取り組みです  
スタートします！

【問い合わせ先】 総務課企画財政班 ☎64-1476

# 3月は引っ越しの時期です

## 各種手続きお忘れなく

3月と言えば、卒業・入学・就職などにより引っ越しされる方が多い時期です。引っ越しの際には、住所変更などの各種手続きや届け出が必要になりますので、忘れないようお願いいたします。

### 住所変更などに伴う手続き

内容	種類	届け出期間	届け出に必要なもの
村外から引っ越してきたとき	転入届	住み始めから14日以内	<b>①</b> 届出人の印鑑 <b>②</b> 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に加入している人は保険証 <b>③</b> 国民年金手帳 <b>④</b> 転入届をされる人は、以前住んでいた市区町村から発行された転出証明書 ※転出届の際に転出証明書を交付します <b>⑤</b> 本人確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）
村内で住所が変わったとき	転居届		
村外へ引っ越すとき	転出届	あらかじめ転出前に	

#### 住所変更の手続き

住民福祉課住民戸籍班

☎64-1471

転入や転出など住所変更をされる場合、それぞれ手続きが必要になります。

住民基本台帳（住民票）は、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金の資格や給付、

印鑑登録など日常生活と密接な関係がありますので、該当する方は忘れずに手続きをしてください。

なお、犯罪の未然防止のため、各種証明書の請求時など窓口で本人確認を行います。本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）を必ずお持ちください。

### 軽自動車等の届け出先

車種	届け出先等	
役場で出来る手続き 原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	税務会計課税務班 ☎64-1451 ※廃車手続きの際、標識と印鑑をお持ちください。標識を紛失された場合、てん末書と手数料300円が必要です。	
役場で出来ない手続き 軽二輪車	新潟県軽自動車協会 ☎025-275-5704	
	二輪の小型自動車	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 ☎050-5540-2040
	軽三輪車 軽四輪車	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 ☎025-275-5845

#### 軽自動車等の手続き

※手続きは車種ごとに異なります

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車や譲渡される場合はもちろん、村外に転出される場合も届け出が必要になります。

※届け出を忘れると、毎年課税されることとなりますので、廃車などの手続きは3月31日までにお願いします。

#### 上・下水道の手続き

建設環境課水道環境班

☎64-1479

転入や転出をされる場合、それぞれ届け出が必要になります。（印鑑が必要です）

#### ●転入の場合

加入や休止解除の申請が必要な場合があります。

#### ●転出の場合

休・廃止や名義変更などの申請が必要な場合があります。